

スポーツ団体ガバナンスコード

境田 正樹（さかいだ まさき）

TMI総合法律事務所 パートナー 弁護士

2025年8月7日

自己紹介

境田 正樹(さかいだ まさき)

TMI総合法律事務所 パートナー 弁護士

2010年 4月 独立行政法人 国立がん研究センター理事長特任補佐
2011年 8月 国立大学法人東北大学 医学部 客員教授
2012年 1月 内閣官房 医療イノベーション推進室 室長顧問
2015年 4月 国立大学法人東京大学理事
2015年 4月 Bリーグ理事
2015年 8月 内閣官房政策参与
2016年 6月 日本バスケットボール協会理事
2019年 6月 日本ラグビーフットボール協会理事
2023年 2月 内閣府「経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議」委員
2023年 6月 国立研究開発法人理化学研究所 理事長特別補佐就任
2024年 9月 国立大学法人東北大学運営方針会議委員 座長代理

企業のコンプライアンスおよび内部統制対応、スポーツやヘルスケア・医療分野のDX戦略、国立大学法人や独立行政法人およびスポーツ団体・組織のガバナンス構築、防衛・経済安全保障政策などを専門とし、これまでも政府のスポーツ政策や医療・ヘルスケア政策、独立行政法人改革、新型コロナウイルス対策にかかる法律の制定や政策の立案にも関わってきた。理化学研究所理事長特別補佐、東北大学客員教授、スポーツ審議会委員、元内閣官房政策参与、元東京大学理事、元国立がん研究センター理事長特任補佐、元大阪大学招聘教授。

【著書・論文】

「経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度の見通し ―有識者会議最終とりまとめを受けて」NBL 2023年3月1日号(商事法務)

「わかる経済安全保障」2023年9月(金融財政事情研究会) 他多数



E-mail : msakaida@tmi.gr.jp

URL :

<https://www.tmi.gr.jp/people/m-sakaida.html>



弁護士 小塩康祐

- ✓ 私立市川高校(ラグビー部)
- ✓ 早稲田大学政治経済学部(ラグビー部)
- ✓ TMI総合法律事務所
- ✓ Nottingham Trent University Law School (スポーツ法)
- ✓ IOC(国際オリンピック委員会)、IPC(国際パラリンピック委員会)、WR(World Rugby)、RFU(イングランドラグビー協会)等勤務



スポーツ庁、JSC(日本スポーツ振興センター)、JOC(日本オリンピック委員会)、JSPO(日本スポーツ協会)、JPSA(日本パラスポーツ協会)、UNIVAS(大学スポーツ協会)をはじめ、スポーツ団体を中心に法務サポート

本日のアジェンダ

1. スポーツ団体ガバナンスコード
2. 適合性審査

1.スポーツ団体ガバナンスコード

従来の日本スポーツ界の課題

- ・ 閉鎖的、排他的な体質
- ・ 選手の権利を守る、という意識の低さ
- ・ 上の者の言うことに、下の者は有無を言わず従うべき、という封建的な体質
- ・ 不透明な組織運営
- ・ スポーツ団体におけるマネジメント人材の不足
- ・ スポーツ団体におけるガバナンスの意識の欠如
- ・ 派閥や学閥間の主導権争い
- ・ 一握りの人材が長期にわたって支配を継続、低い人材流動性

スポーツ基本法

2011年6月24日公布

- 前文 スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利
- 第2条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利である
- 第5条1項 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 第5条2項 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。
- 第5条3項 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。
- 第7条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

スポーツ基本法施行後の取組み

- (1) スポーツ基本法施行後も、スポーツ界では暴力問題が頻発
 - ・ 2012年 桜宮高校男子バスケットボール部員体罰事件
 - ・ 2013年 公益財団法人全日本柔道連盟女子強化指定選手暴力告発事件
- (2) 日本スポーツ振興センター法改正（2013年）→ 「被害者相談窓口、第三者調査制度」
 - ・ 検討ポイント ①被害者保護の立場 ②駆け込みやすいよう窓口を複数設置
 - ③スポーツ団体との連携、④相談・通報を受ける窓口の独立性と守秘義務確保
 - ⑤事実認定と原因究明にあたる調査機関の中立性・専門性の確保、⑥NFに対する勧告権限の付与、⑦NFの調査協力義務の確保、⑧JSAAへの不服申立ての確保
- (3) 文部科学省「処分基準等ガイドライン作成WG」（座長：境田正樹）（2013年）
 - ① 「処分基準等ガイドライン」
 - ・ 処分内容の決定の仕方（罪刑法定主義、平等原則、相当性原則、適正手続）
 - ・ 処分の種類（戒告、譴責、登録資格停止、登録はく奪）
 - ・ 行為類型ごとの処分の標準例
 - ② 「スポーツ団体における処分手続きモデル規程」
 - ・ 通報相談窓口
 - ・ 守秘義務、不利益取扱いの禁止
 - ・ 処分審査の際の告知聴聞の機会、弁明の機会の付与
 - ・ 不服申し立ての機会（JSAA含む）
- (4) 文部科学省「スポーツ団体におけるフェアプレーガイドライン」（2014年）
- (5) その後もスポーツ界では不祥事頻出（日大アメフト部タックル事件、日本体操協会、日本水泳連盟、日本レスリング協会、日本ボクシング連盟 等）

スポーツ団体ガバナンスコード策定の経緯

2018年6月15日

- スポーツ庁長官が「インテグリティ確保に関するメッセージ」を発信。
各競技団体や大学等の関係者に対して、アスリートや指導者に対する教育・研修の強化等を要請。

2018年6月25日

- 超党派スポーツ議員連盟スポーツ・インテグリティの体制整備の在り方の検討に関するプロジェクトチーム（座長：遠藤利明議員）が「スポーツ・インテグリティの体制整備の在り方に関する緊急提言」を取りまとめ。

2018年11月30日

- 超党派スポーツ議員連盟スポーツ・インテグリティの体制整備の在り方の検討に関するプロジェクトチーム（アドバイザリーボード座長：境田正樹）が、「スポーツインテグリティ確保のための提言」を取りまとめ。主な内容は以下の通り。
 - ・「スポーツ団体ガバナンスコード」（以下、ガバナンスコードという）の策定
 - ・ガバナンスコードの適合性審査の実施主体→統括団体
 - ・スポーツ政策推進に関する円卓会議（仮称）の設置

2019年6月10日

- スポーツ審議会総会（スポーツインテグリティ部会：座長代理：境田正樹）
 - ・スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞について答申
 - スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞の策定・公表**

2019年8月27日

- スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞について答申
→**スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞の策定・公表**

2023年9月29日

- スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞の改定

2023年11月30日

- スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞の改定

中央競技団体のガバナンス強化のための新たな仕組み（スポーツ庁資料）

＜「スポーツ政策の推進に関する円卓会議」の第1回会合（平成30年12月20日）において今後の取組事項を合意＞

- スポーツ庁は、ガバナンスコード策定主体として、審査の実施状況や不祥事案に係る対応等を確認。必要に応じて改善を求める。
- (公財)日本スポーツ協会、(公財)日本オリンピック委員会、(公財)日本障がい者スポーツ協会は、審査基準の設定や審査の実施状況等について協議、報告、情報共有。
- (独)日本スポーツ振興センターは、モニタリング結果や第三者相談・調査の活用状況等をフィードバック。結果公表により透明性確保

スポーツ庁

- ◆「スポーツ政策推進に関する円卓会議」を主宰
- ◆ スポーツ団体ガバナンスコード（コード）を策定
- ◆ コードに基づく「自己説明-公表」の促進

(独)日本スポーツ振興センター (JSC)

- ◆ 中央競技団体に対するモニタリング
- ◆ 第三者調査が必要となる不祥事案の際「スポーツ団体ガバナンス調査支援パネル(仮称)」を設置し、調査支援を実施

JPSA・JOC・JSPo 共通加盟の団体は共同で審査を実施

スポーツ政策推進に関する円卓会議

(公財)日本障がい者スポーツ協会 (JPSA)

- ◆ 加盟団体に対する指導助言、支援
- ◆ 審査結果の公表
- ◆ 加盟団体への指導、処分 など

4年ごとのサイクルで適合性に係る審査

中央競技団体

- ◆ 年1回、「自己説明-公表」

(公財)日本スポーツ協会 (JSPo)

- ◆ 加盟団体に対する指導助言
- ◆ 審査結果の公表
- ◆ 加盟団体への指導、処分 など

4年ごとのサイクルで適合性に係る審査

中央競技団体

- ◆ 年1回、「自己説明-公表」

4年ごとのサイクルで適合性に係る審査

(公財)日本オリンピック委員会 (JOC)

- ◆ 加盟団体に対する指導助言
- ◆ 審査結果の公表
- ◆ 加盟団体への指導、処分 など

諸外国におけるスポーツ団体に対する認証の仕組みについて

		日本	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ	オーストラリア	カナダ
指針・政策	国	—	—	(○) スポーツ法典	—	○ 連邦法	—	○ スポーツカナダが 規定した認定要件
	政府関係機関	—	○ スポーツカウンシル統一基準に基づく審査基準	—	—	—	○ ASC規定	—
	統括団体	(○) 加盟規定	—	—	(○) DOSB加盟規定	○ USOC付属定款	—	—
認証主体	国	—	—	(○)	—	—	—	○ スポーツカナダ
	政府関係機関	—	○ UK認定会議	—	—	—	○ ASC	—
	統括団体	(○) 加盟審査	—	—	(○) DOSB加盟審査	○ USOC	—	—
認証の対象		(NF National Federations)	NGB National Governing Body	(Federations sportives)	(Spitzen- verbände 各種競技ごとの統括団体)	NGB National Governing Body	NSO National Sporting Organization	NSO National Sporting Organization
ガバナンスコード準拠		(×)	○	(×)	(○)	×	○	○
不認証の場合の財政的支援	国	—	—	(×)	(×) 連邦、州、地方自治体	—	—	×
	政府関係機関	(×)	×	—	—	—	×	—
	統括団体	(×)	—	—	(×)	×	—	—

※（括弧）は、定期的な認証が行われていないことを示す

※ フランスは、助成金の受給資格について4年ごとの認証が行われている模様

UKコードの概要

- スポーツイングランド及びUKスポーツは、実施される投資の種類及び規模により、投資を3つのTierに分類することによるUKコードの段階的なアプローチを採用。
- スポーツイングランド及びUKスポーツは、投資及び団体の環境を考慮し、最も適切であると判断するTierに分類。

分類	Tier 1	Tier 2	Tier 3
認定要件	7要件を充足	Tier 1より厳格だが、Tier3までは求めない	58要件を充足

Tier1 義務的要件（7要件）

1. 団体は適切に設立され、明確な目的を有し、メンバー制の場合は受入体制が包摂的であり、団体へのアクセスが可能である。
2. 運営委員会が定期的に会議を持ち、決定内容が記録されている。
3. 利益相反が認識され、議長によって対処され、記録されている。運営委員会の委員のうち最低3名が、無関係であるか、同居の関係にない者である。
4. 運営委員会の委員の選出に当たり、団体は、委員として必要とされる技能の有無及び多様性を判断する。
5. 委員は定期的に改選されるものとする。任期は9年を超えないことを目標とする。
6. 団体は銀行口座を保有し、銀行口座からの預金引き出しに当たっては2名の署名を要する。
7. 年次財務報告書が作成され、財務責任者（財務部長等）とは独立して精査され、メンバーに公表され、いつでも資金の使途を説明できる。

UKコードの5原則

1. **構造**（団体は、明確かつ適切なガバナンス構造を有する。）
2. **人材**（団体は、多様性等を有する人々を採用し、雇用する。）
3. **コミュニケーション**（団体は、利害関係者と効果的に連携し、説明責任を負う。）
4. **基準及び行動**（団体は、定期的かつ効果的な評価を行う。）
5. **規程及び手続**（団体は、適切な管理及び危機管理手続を備える。）

Tier3（58要件）

1. 構造（26要件）

役員会／カウンシル／役員会の規模及び構成／任期の制限／議長／独立した非上級役員／役員会の行動／会議／役員会の委員会

2. 人材（13要件）

多様性／役員会の募集／新規役員の就任／報酬

3. コミュニケーション（5要件）

4. 基準及び行動（6要件）

役員会の発展／インテグリティ／利益相反

5. 規程及び手続（8要件）

法律順守及び管理／財務管理／財務戦略／リスク管理及び内部統制

オーストラリア原則の概要

1. スポーツの組織構成

- 1.1 競技種目の水平的統括を伴う競技のあらゆる形態（年少者からハイパフォーマンズまで）に関する単一の競技統括団体
- 1.2 競技団体が連邦レベルの組織を持つ場合、競技の利益を最大限に高めるために、団体内のあらゆる組織が結束していることを示し、競技統括団体が定める戦略的方針を厳守しなければならない。
- 1.3 競技統括団体は、保証有限責任会社として設立されなければならない。

2. 役員会の構成及び運営

- 2.1 最大任期に達した役員を交替させながら、任期をずらす役員交替制度
- 2.2 役員の欠員に対してメンバーが投票を行い、役員を指名する指名委員会
- 2.3 監査・リスク委員会（最低1名の外部の独立した公認会計士を含める）
- 2.4 役員会が選任する議長
- 2.5 外部機関を関与させる役員会の年次業績評価プロセス
- 2.6 ジェンダーバランスのとれた役員会
- 2.7 選任されたか、指名されたかを問わず、すべての役員の独立性を確保する。
- 2.8 競技統括団体の戦略的目標を達成するための役員会の適切なスキルミックス（多職種協働）（適切なスキルミックスを獲得するため役員会が少数の役員を任命する能力を含む）
- 2.9 役員会最高経営責任者の退任後（3年間）の指名禁止
- 2.10 利害の衝突の記録義務
- 2.11 年5回以上の役員会会議

3. 競技の透明性、報告及びインテグリティ（高潔性）

- 3.1 競技統括団体は、企業法の要件を満たす年次報告書を発行する。
- 3.2 競技統括団体は、国内の事業体に関する情報に加え、毎年、連結国内財務諸表をASCに報告する。
- 3.3 競技統括団体は、翌会計年度の詳細な運営予算を含む、明確かつ測定可能な目標を伴う周期的な3か年戦略的計画を採用する。
- 3.4 上級運営担当者の報酬及び関連費用を含む競技団体の運営費の開示
- 3.5 競技統括団体は、ASCが要請するすべての情報を速やかに提供する。
- 3.6 競技統括団体は、アンチドーピング、スポーツ科学の手順、八百長行為に関するASCのインテグリティのための措置に署名する。
- 3.7 財務及びハイパフォーマンズに関する報告義務

カナダガイドの概要

1 公開性

競技団体は、公開性、透明性及び責任の維持のため、メンバーコミュニティ（アスリート、コーチ、役員、ボランティア、運営者等）に対し、適用される文書、方針、ルール及び規則のすべてを事前にかつ明確に、分かりやすい言葉で提示しているか。

2 メンバーの責任

競技団体は、紛争を回避する努力として、競技コミュニティに含まれるすべてのメンバーに対し、責任をもって関連する文書及び方針のすべてを読み、理解することを促しているか。また、新しい変更を常に把握し、方針に不明確な点、不備又は欠陥がある場合には直ちに報告することを促しているか。

3 意思決定

競技団体は、競技団体の意思決定権限がどのようなものか、意思決定のために競技団体がどのような基準を用いるのかということ、メンバーコミュニティに対し、事前に、平易な分かりやすい言葉で提示しているか。

4 制限及びペナルティ

競技団体は、競技コミュニティのメンバーが、許容される行動の限界及び違反に適用される可能性のあるペナルティを認識するよう努力しているか。

5 透明性

競技団体は、競技コミュニティのメンバーに影響が及ぶ決定を競技団体が行う場合に、決定及び決定に用いた基準の説明において、平易な言葉を使用しているか。また、遅滞なく決定を発表しているか。

6 公正性

競技団体は、競技コミュニティのメンバーに関して偏りのない決定を行う努力をしているか。また、決定と決定者に関して、利益相反がないこと、さらに外見上においても利益相反に見えないようにすることを徹底しているか。

7 不服申立て手続

競技団体は、競技コミュニティのメンバーに対し、競技団体が行った決定に対する異議及び／又は不服申立てを行うための内部的な体制を提供しているか。また、異議／不服を申し立てるためにとるべき手順を平易な言葉を使って明確にしているか。

8 紛争解決

競技団体は、競技団体のメンバーコミュニティのためのすべての契約の中に、内部的な仕組みでは紛争が解決されない場合の代替的紛争解決条項を定めているか。競技団体は、独立の代替的紛争解決（ADR）による解決をメンバーに知らせ、当該解決へのアクセスを促進しているか。

9 コミュニケーション

競技団体内の紛争を減らす継続的な努力において、競技団体は、これに影響する問題に関し、コミュニティ内の意見を求める公開の場を提供しているか。

10 改善への道のり

競技団体は、競技団体の役員会その他の機関に対し、方針、ルール、手続及び基準の改善と合理化につながる、さらには紛争を低減すると同時に公開性、透明性及び責任の促進につながる可能性のある事項に関し、定期的な提案（メンバーコミュニティによる提案を含む。）を行っているか。

11 根本原因への対処

競技団体のメンバーコミュニティから苦情及び不服の申立てがあった場合、将来の不服を減少させるために、苦情の根本原因の特定及び対処をどのように改善できるか。

12 紛争に関するリソースの利用

メンバーコミュニティ（アスリート、コーチ、役員、ボランティア、運営者等）が関係する紛争を発生前に予防するため、及び紛争が発生した場合の支援を受けるため、競技団体が利用できる既存のスポーツ紛争防止・解決サービスを利用したか。

スポーツ界で問題となった主な事案の分類と対応するガバナンスコード（案）の原則（1）

類型	内容・具体例	原則
①NF等の役員による強権的・独善的運営により不祥事が生じた場合	<u>一部役員による強権的・独善的運営に対して会議体等を通じた是正が図られず、不祥事が生じた類型</u> ○会長の強権的・独善的運営を背景として、助成金の不正配分や審判員への心理的圧力による自主性の阻害、不当な会員の除名処分など様々な不祥事が生じた事案 [H30、日本ボクシング連盟]	原則2(役員等の多様性の確保、理事の年齢制限、再任回数の上限)
②NF等の会議体運営に問題があった場合（内部対立、役員改選問題）	<u>役員間等の内部対立、役員改選をめぐるトラブルなどNF等の意思決定や会議体運営に問題があった類型</u> ○評議員会における役員選任の結果をめぐり当該連盟内で紛争が発生し、役員交代が行われない状態が生じた事案 [H25、日本アイスホッケー連盟] ○理事会決議で制定された賞罰規程に基づき社員の資格停止処分を受けた社員は社員総会での議決権の行使ができないという、一般法人法違反が生じた事案 [H25、日本テコンドー協会]	原則3(組織運営等の規程の整備)
③NF等の具体的業務運営に問題があった場合（内部ルール違反）	<u>NF等の具体的業務運営において、運営規程がない、又は運営規程に違反していた類型</u> ○理事会の決議を経ず、業務執行理事会の決議により女子日本代表監督を解任したことについて、定款等の規程に違反し、取り消されるべきとされた事案 [H26、日本ホッケー協会] ○告知聴聞や総会決議を経ずに会員の除名処分が行われた事案 [H29、日本ボクシング連盟]	原則3(組織運営等の規程の整備)
④NF等において組織内犯罪が行われた場合（不正経理等）	<u>NF等内において犯罪、刑事事件が起きた類型</u> ○業者との癒着による経費の水増し請求、理事への報酬規程にない手当の支給などが判明し、会長及び専務理事が背任罪に問われた事案 [H18、日本スケート連盟]	原則3(組織運営等の規程の整備) 原則4,5(コンプライアンス委員会・コンプライアンス教育) 原則6(法務会計の体制構築)
⑤NF等の内部において暴力、ハラスメントなどコンプライアンス上の問題があった場合	<u>NF等の内部において、組織の構造的な問題等に関わる暴力、ハラスメント等があった類型</u> ○女子代表チーム監督による慢性的な暴力行為、パワーハラスメントが発覚した事案 [H25、全日本柔道連盟] ○女子強化委員長によるコーチ、選手へのパワーハラスメントが発覚した事案 [H30、日本レスリング協会]	原則4,5(コンプライアンス委員会・コンプライアンス教育)
⑦NF等に所属する選手等がコンプライアンス違反の行為を行った場合	<u>スポーツ団体の役職員、選手・指導者が法令や規則に違反する行為を行った類型</u> ○選手が違法カジノ店で賭博をしていたことが発覚した事案 [H28、日本バドミントン協会] ○選手が、他の選手がドーピング検査で陽性となるよう、飲み物に薬物を混入させた事案 [H29、日本カヌー連盟] ○アジア大会に参加した男子選手が日本代表選手団の公式ウェアを着て歓楽街に赴き、違法である買春行為に及んだ事案 [H30、日本バスケットボール協会]	原則4,5(コンプライアンス委員会・コンプライアンス教育)

スポーツ界で問題となった主な事案の分類と対応するガバナンスコード（案）の原則（2）

類型	内容・具体例	原則
⑧ N F 等の 会計処理に問題 があった場合（不適切経理）	<u>上記③の類型に含まれるものの、日本のN F 等で頻発している会計処理に関する類型</u> ○代表理事の主導による簿外資金の存在、代表理事個人の財布と法人の会計の未区分等から、公益目的事業を適正に実施し得るだけの経理的基礎の不備を指摘された事案 [H26、全日本テコンドー協会] ○JSCからの再委託事業において、実際に支出した費用と異なる金額の領収書をコーチ・選手に作成させ、実費よりも高額な再委託費を受けていたことが発覚した事案 [H26、日本フェンシング協会] ○会長の指示により、アスリート助成金の交付対象である選手に、他の選手への不正な配分を行わせた事案 [H30、日本ボクシング連盟]	原則6(法務会計の体制構築)
⑨ N F 等の 情報公開に問題 があった場合（情報隠蔽、説明責任の不履行）	<u>N F 等の情報公開に問題があった類型</u> ○使用する球の仕様を変更したことや仕様上の欠陥が生じた球が使用されていたことについて、選手等に対する説明や公表が行われていなかった問題[H25、日本野球機構] ○国際大会への選手のエントリー手続を失念していたことについて、問い合わせた選手に対して虚偽の説明をした上、他の選手には速やかな連絡を行わず、公表もしていなかったことが発覚した事案 [H29、日本バレーボール協会]	原則7(情報開示)
⑩ NF 等における 通報制度の不備、運用上の問題 があった場合	<u>N F 等の通報制度の不備、運用上の問題があり、迅速かつ適切な対応がなされなかった類型</u> ○第三者委員会による調査が必要になったような不祥事事案では、選手によるマスコミ等への告発、SNSを通じた告発が行われるなど、NF等の通報制度が有効に機能していた（又はその利用促進、周知等が十分に図られていた）とは考えにくい事案が多く見受けられた。	原則9(通報制度)
⑪ N F 等の 懲罰、紛争解決に問題 があった場合（ルール不備、適用の問題点）	<u>N F 等の懲罰、紛争解決方法に問題があった類型</u> ○ドーピング規定違反としてなされた選手への懲戒処分について、日本アンチドーピング機構（JADA）各チードクター等が規定違反に当たらないとの見解を示す中、懲戒処分の見直しが行われず、選手が多額の費用を負担してスポーツ仲裁裁判所（CAS）に提訴し、当該処分が取り消されるまで1年以上の時間を要した事案 [H19、日本プロサッカーリーグ]	原則10(懲罰制度) 原則11(紛争解決制度)
⑫ N F 等の 危機管理に問題 があった場合	<u>N F 等のトラブルが発生した場合に、その危機管理に問題があった類型</u> ○力士暴行士事件について、事件から3か月経った後に独自調査を行わないことを表明し、社会的な批判を受けるに至った事案 [H20、日本相撲協会] ○女子代表チーム監督による慢性的な暴力行為やパワーハラスメントについて、問題が発覚した後も当該監督を続投させ、選手によるJOCへの告発が報道されるまで3か月以上公表せず、社会的な批判を受けるに至った事案 [H25、全日本柔道連盟]	原則12(危機管理体制)
⑬ 地方組織（都道府県協会・連盟）等においてコンプライアンス上の問題 があった場合	<u>地方組織において不適切な経理処理等の組織運営上の問題が生じたり、指導現場において暴力行為等が生じたりした類型</u> ○地方組織等はNFに比して人的・財政的基盤はより脆弱であり、公的支援に係る不適切な経理処理等の問題が生じている場合がある。また、各地域の指導現場において、暴力行為が生じている場合がある。	原則13 （地方組織等に対する指導助言、支援）

スポーツ団体ガバナンスコード

<中央競技団体向け>

令和元年 6 月 10 日



スポーツ団体ガバナンスコード

<中央競技団体向け>

令和元年 6 月 10 日

令和 5 年 9 月 29 日 (改定)



スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞について

【全体の構成】

第1章 中央競技団体（NF）における適正なガバナンスの確保について

1. なぜNFにおけるガバナンスの確保が求められるのか

○スポーツ基本法やNFの特徴等を踏まえて、ガバナンスの確保が求められる背景等について記載

2. NFのガバナンス確保に向けた新たな仕組みについて

○ 「スポーツ政策の推進に関する円卓会議」の位置付け、統括団体によるガバナンスコードへの適合性審査の実施等、NFのガバナンス確保に向けた新たな仕組みについて記載

3. ガバナンスコードの役割と自己説明の在り方について

第2章 スポーツ団体ガバナンスコードの規定及び解説

13の原則について、「求められる理由」、「補足説明」（規定ごとに用語の定義や実際に取り組む上で参考となる補足説明）を記載

第3章 セルフチェックリスト

○ 規定ごとに、「…しているか。」といった形で、NFが遵守状況をセルフチェックできる内容を記載

【ガバナンスコードの各規定】

原則1 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである。

(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること

(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること

(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること

原則 2 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。

(1) 組織の役員等の構成における多様性の確保を図ること

- ① 外部理事(※1)の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、
その達成に向けた具体的な方策を講じること
- ② 評議員会を置くNFにおいては、外部評議員、女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること
- ③ アスリート委員会(※2)を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること

(2) 理事会を適切な規模とし、実効性の確保を図ること

(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること

- ① 理事の就任時の年齢に制限を設けること
- ② 理事の在任期間が原則として10年を超えないよう再任回数の上限を設けること

(4) 役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること

※1 外部理事とは、**最初の就任時点**で、以下ア)～ウ)の**いずれにも該当しない者**のことを指す。

ア) 当該団体と下記の緊密な関係がある者

- ・ NFの役職員又は評議員であった
- ・ NFと加盟、所属関係等にある都道府県協会等の役職者である
- ・ NFの役員又は幹部職員の親族(4親等以内)である

イ) 当該競技における我が国の代表選手として国際大会への出場経験がある又は強化指定を受けたことがあるなど、特に高い競技実績を有している者

ウ) 指導するチーム又は個人が全国レベルの大会で入賞するなど、当該競技の指導者として特に高い指導実績を有している者

原則3 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。

- (1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること
- (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること
- (3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること
- (4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること

原則4 コンプライアンス委員会を設置すべきである。

- (1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること
- (2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること

※ コンプライアンス委員会の基本的な権限事項としては、コンプライアンス強化に係る方針や計画の策定及びその推進、実施状況の点検、リスクの把握等が考えられる。そのほか、コンプライアンス教育の企画・実施、コンプライアンス違反事案に係る調査、裁定委員会等への処分申請等を権限事項とすることも考えられる。

原則5 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである。

- (1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること
- (2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること
- (3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること

原則6 法務、会計等の体制を構築すべきである。

- (1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること
- (2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること
- (3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること

原則7 適切な情報開示をすべきである。

- (1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと
- (2) 法令に基づく開示以外の情報開示(※)も主体的に行うこと
 - ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること
 - ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること

原則8 利益相反を適切に管理すべきである。

- (1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること
- (2) 利益相反ポリシーを作成すること

原則9 通報制度を構築すべきである。

(1) 通報制度を設けること

- ① 通報窓口をNF関係者等に周知すること
- ② 通報窓口の担当者に、相談内容に関する守秘義務を課すこと
- ③ 通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止すること

(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること

原則10 懲罰制度を構築すべきである。

(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、周知すること

(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること

原則11 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。

(1) NFにおける懲罰や紛争について、日本スポーツ仲裁機構を利用できるよう自動応諾条項などを定めること

(2)不服申立てが可能であることを処分対象者に通知すること

原則12 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。

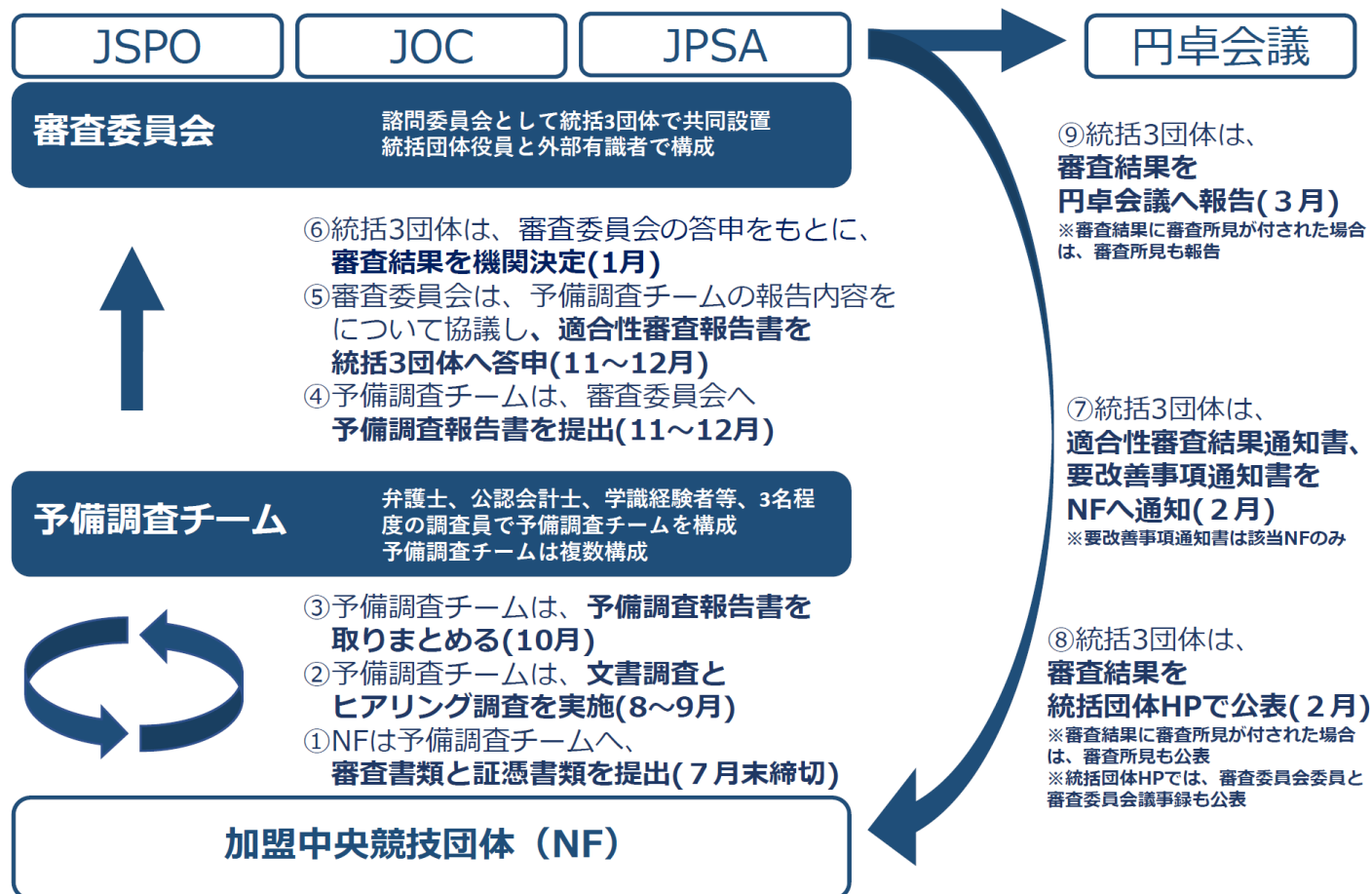
- (1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること
- (2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること
- (3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）により構成すること

原則13 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。

- (1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと
- (2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと

2.適合性審査

スポーツ団体ガバナンスコード適合性審査 スキーム図



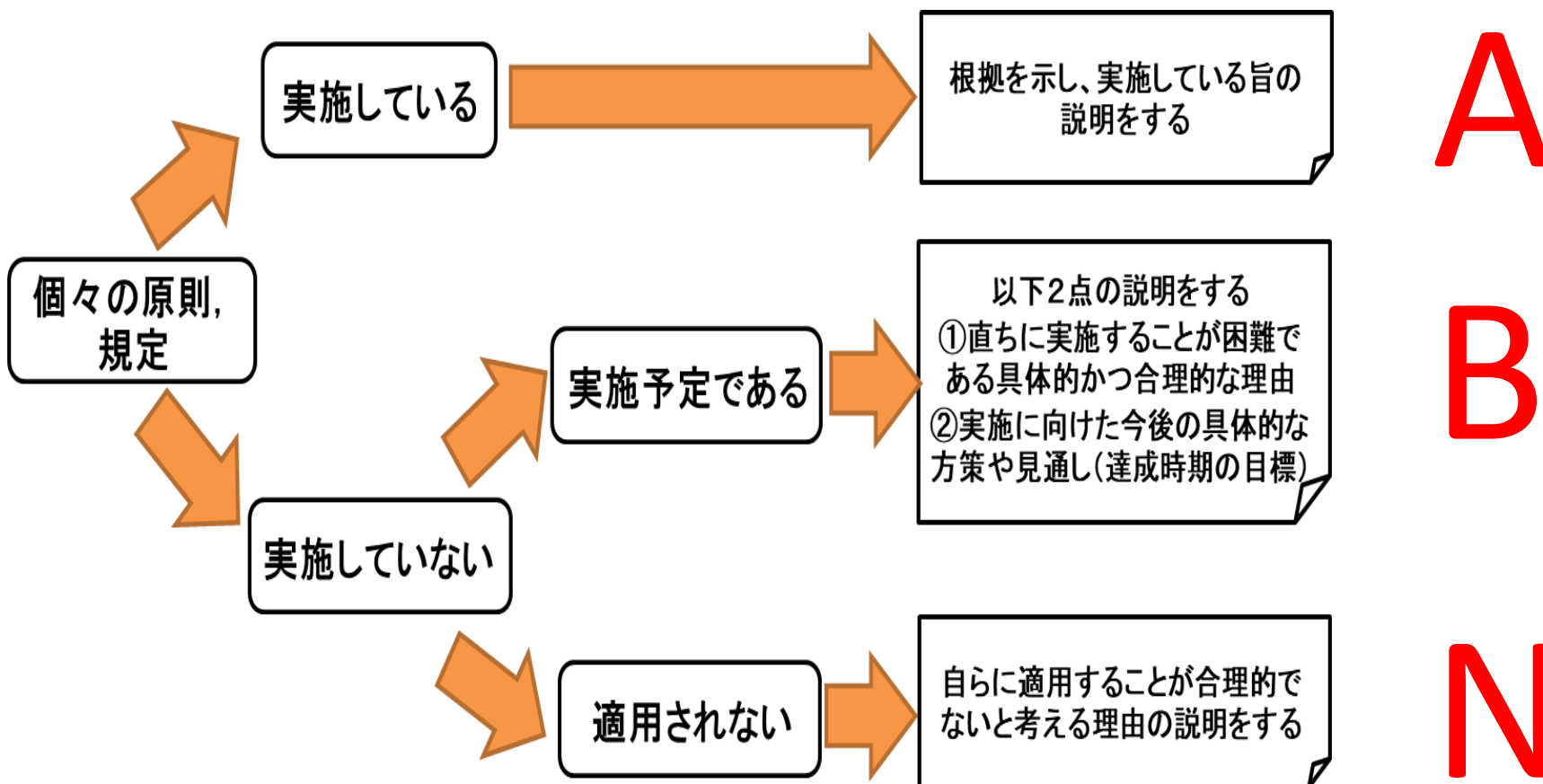
※NFと予備調査チームの間での審査書類のやり取りや、審査委員会の開催準備等、審査に係る事務手続きは統括3団体事務局が担う。

「適合性審査」と「自己説明及び公表」の関係図



- ☆ 「ガバナンスコード適合性審査」は2020年に開始し、2024年度から2周目。
- ☆ 適合性審査は **4年に1度実施される。**
- ☆ 「自己説明及び公表」は毎年10月末まで

スポーツ団体ガバナンスコードに基づく自己説明の在り方



審査項目への評価（運用規則より）

（審査項目への評価）

第7条 審査委員会は、N F 向けコードの規定及び審査基準に基づき、各審査項目に対し、以下の評価を決定する。

- （1） A：当該審査項目におけるN F 向けコードの規定を**十分に遵守している**と認められる
- （2） B：当該審査項目におけるN F 向けコードの規定を**十分には遵守していないものの、直ちに遵守することが困難である具体的かつ合理的な理由を説明し、遵守に向けた今後の具体的な方策や見通しについて説明している**と認められる。
- （3） N：当該審査項目を**自らに適用することが合理的でない**と考える、**合理的な自己説明を行っている**と認められる。
- （4） F：前3号のいずれの評価にも当てはまらない。

総合評価（運用規則より）

（総合評価）

第8条 審査委員会は、各審査項目への評価に基づき、
以下の総合評価を決定する。

- （1）適 合：全ての審査項目への評価に対して、**Fが付されていない。**
- （2）不適合：全ての審査項目への評価に対して、**Fが一つ以上付されている。**

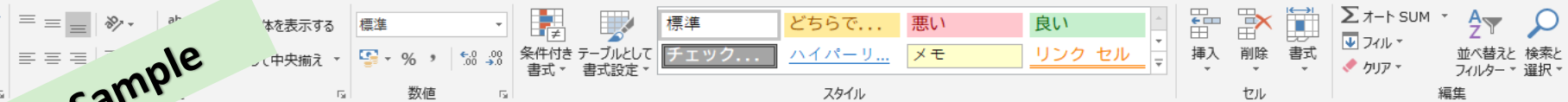
2 審査対象団体が審査書類及び規程等の証憑書類を提出しない場合、
審査委員会は、当該団体の総合評価を不適合とする。

フォローアップ

審査結果が「不適合」となった団体、または「要改善事項」（近い将来、組織運営に支障を与える可能性のある事項）が指摘された団体は、当該審査の翌年度に、統括三団体による「フォローアップ」を受ける。

- ・ 不適合の場合 : 再審査
- ・ 要改善事項が指摘された場合 : 改善報告
(重要)

不適合の場合、**翌年度の競技力向上助成金が申請できず、**
要改善事項が改善されない場合、フォローアップを受けた**翌年度の競技力向上助成金が20%減額**となる。



△△法人〇〇協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 審査書式

審査年度	審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証書書類	予備調査チーム記入欄		
						評価	要改善事項	コメント
2020	35	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	～といった理由により、当協会には懲罰制度が一切ないため、2022年3月までにガバナンスコードの方針に沿った懲罰制度を構築する。	なし	B	有	懲罰制度が一切ない状況は、近い将来、当該団体の組織運営に支障をきたしかねないと判断し、要改善事項として指摘する。したがって、2023年3月末までに改善が望まれる。
2021	35	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を規程等によって定めている。 (2) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を周知している。 (3) 処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し、聴聞（意見聴取）の機会を設けることを規程等に定めている。 (4) 処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知することを規程等に定めている。	(1) 処分に関する規程 (2) 処分機関の体制に関する書類	B	改善	昨年度に指摘した要改善事項が改善されている。
2020	36	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	～といった理由により、当協会には懲罰制度が一切ないため、2022年3月までにガバナンスコードの方針に沿った懲罰制度を構築する。	なし	B	有	懲罰制度が一切ない状況は、近い将来、当該団体の組織運営に支障をきたしかねないと判断し、要改善事項として指摘する。したがって、2023年3月末までに改善が望まれる。
2021	36	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	(1) 処分機関として〇〇委員会を設置した。委員は当協会と利害関係を有しない弁護士や学識経験者が務めており、中立性及び専門性を有している。	(1) 処分に関する規程 (2) 処分機関の体制に関する書類	B	改善	昨年度に指摘した要改善事項が改善されている。

令和6年度スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査

審査結果及び所見一覧【概要版】

No.	団体名	審査結果	審査所見	
1	公益社団法人日本トライアスロン連合	適合	＜好事例＞ ・審査項目1、4、42、43	＜要改善事項＞ ・審査項目9
2	公益財団法人日本陸上競技連盟	適合	＜好事例＞ ・審査項目1、42、43	＜要改善事項＞ ・審査項目5、33、35
3	公益財団法人日本水泳連盟	適合	＜好事例＞ ・審査項目1～3、39、42	—
4	公益財団法人日本サッカー協会	適合	＜好事例＞ ・審査項目42	—
5	公益財団法人日本テニス協会	適合	＜好事例＞ ・審査項目6	—
6	公益社団法人日本ボクシング連盟	適合	該当なし	
7	公益財団法人日本自転車競技連盟	適合	該当なし	
8	公益社団法人日本フェンシング協会	適合	—	＜要改善事項＞ ・審査項目2、20、35
9	公益財団法人全日本柔道連盟	適合	＜好事例＞ ・審査項目4、5	—
10	公益社団法人日本ライフル射撃協会	適合	＜好事例＞ ・審査項目1	＜要改善事項＞ ・審査項目17、35、37、39
11	公益財団法人全日本剣道連盟	適合	＜好事例＞ ・審査項目1～4、18	—
12	公益財団法人日本野球連盟	適合	該当なし	
13	公益社団法人日本綱引連盟	適合	—	＜要改善事項＞ ・審査項目20、36
14	公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会	適合	—	＜要改善事項＞ ・審査項目9

令和6年度スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査
審査結果及び所見一覧【詳細版】

No	団体名	審査所見
1	公益社団法人日本トライアスロン連合	<好事例> ・審査項目1 強化と普及を同じ価値ととらえ、地域加盟団体ごとで自律した普及活動を推進するための指針となる充実した中長期計画を策定している。策定にあたっては、外部コンサルタント会社を入れた上で、理事、専門委員会、登録会員へのヒアリングを行うなど幅広い意見聴取を行い、毎年、普及を軸に達成目標と現状の課題を精査し、効果を検証しながら進めている。このことは、ガバナンス強化の好事例である。 ・審査項目4 女性理事の割合が40%（14名/35名）と目標を達成している（外部理事の割合は20%（7名/35名））。 女性及び外部有識者の登用は、IF/AFの方針から1990年代から推進してきており、ガバナンスコードの制定に関わらず、組織として自発的に取り組む方針としていることは、ガバナンス強化の好事例である。 ・審査項目42、43 各都道府県にコンプライアンス担当者を1名配置し、NFコンプライアンス委員会との連携を緊密化し、PF内でのコンプライアンス教育関連の促進を図っている。具体的には、年次にて各都道府県のコンプライアンス担当者及びNFにコンプライアンス委員が参加する「コンプライアンス連携推進会議」を開催し、研修、事例紹介や情報共有の場としている。このことは、ガバナンス強化の好事例である。 <要改善事項> ・審査項目9 役員選任規程において、連続して10年を超えて在任することができない原則に対する例外が定められているものの、例外に該当する場合であっても1期または2期に限る旨の限定がないため、その修正が必要である。なお、実際に在任年数が14年を超えている理事が4名いる。 また、10年の最長期間に達した者について、再び再任されるまでに必要な経過期間（少なくとも任期2期分）の定めがなされていないため、この点においても規程の修正が必要である。 したがって、2025年12月末までに改善が望まれる。 審査基準：（1）理事が原則として10年を超えて在任することのないよう、再任回数の上限を設けている。 （2）最長期間に達した者については、再び選任されるまでに必要な経過期間（少なくとも任期2期分）を合わせて定めている。

2	公益財団法人日本陸上競技連盟	< 好事例 > ・ 審査項目1 プロジェクトチームを立ち上げ、事務局においても全職員でディスカッションを重ね、新たな中長期計画を策定したことは、ガバナンス強化の好事例である。 ・ 審査項目42 加盟団体や地域陸上競技協会の運営支援を目的として、実施事業に対し地域活性化助成金を交付し、地方組織等の組織運営及び業務執行に対する支援を行っていることは、ガバナンス強化の好事例である。 ・ 審査項目43 月2回のペースで、加盟団体や評議員等の幅広い関係者に情報発信をしており、情報共有が丁寧に行われているという点は、ガバナンス強化の好事例である。 < 要改善事項 > ・ 審査項目5 1 巡目の適合性審査に引き続き審査基準(1)(2)を満たしていない状況は、近い将来、当該団体の組織運営に支障をきたしかねないと判断し、要改善事項として指摘する。 したがって、2025年12月末までに改善が望まれる。 審査基準：(1) 外部評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じている。 (2) 女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じている。 ・ 審査項目33 1 巡目の適合性審査に引き続き審査基準(2)(3)(4)を満たすような規程がない状況は、近い将来、当該団体の組織運営に支障をきたしかねないと判断し、要改善事項として指摘する。 したがって、2025年12月末までに改善が望まれる。 審査基準：(2) 通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務を課している。 (3) 通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いについて一定の規定を設け、情報管理を徹底している。 (4) 通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止している。 ・ 審査項目35 1 巡目の適合性審査に引き続き審査基準(4)を満たしていない状況は、近い将来、当該団体の組織運営に支障をきたしかねないと判断し、要改善事項として指摘する。 したがって、2025年12月末までに改善が望まれる。 審査基準：(4) 処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知することを規程等に定めている。
---	----------------	--

3	公益財団法人日本水泳連盟	< 好事例 > ・ 審査項目1～3 充実した内容の中期計画が策定されている。また、策定にあたっては、連盟関係者（強化、普及、運営等の各委員会）、選手（引退したOB・OG含む）、指導者、審判などから幅広く意見を募り、連盟の不变の理念・使命・行動指針を明文化している。 さらに、年度ごとに進捗報告を作成してウェブサイトで公表するなどの形骸化防止策がとられている。このことは、ガバナンス強化の好事例である。 また、人材の採用・育成に関しては、組織基盤の強化を目標に掲げ、「内部統制の強化」、「マーケティング事業の組織化」、「データベースの再構築」を施策として計画し、そのために、幅広い分野からの人材登用や若手を中心とした人材計画を計画、公表していることも、ガバナンス強化の好事例である。 ・ 審査項目39 「危機管理に関するガイドライン」を策定し、危機管理フローやアクションリストを図式化し、視覚的に分かりやすい内容としているほか、補足説明として危機管理対応のポイントをまとめている。また、別途「水泳日本代表選手団危機管理マニュアル」を策定し、主に事件や災害発生時の安全対策や対応をまとめている。これらのことは、ガバナンス強化の好事例である。 ・ 審査項目42 地方組織の法人化推進のために、法人化が完了した加盟団体に対し（登記手続き等の費用補填として）、一律100万円の助成金を交付している。その結果、全加盟団体の法人化が完了している。このことは、ガバナンス強化の好事例である。
4	公益財団法人日本サッカー協会	< 好事例 > ・ 審査項目42 事務局内に「47FA・加盟団体・普及推進部」を設け、組織運営・業務執行について現地訪問を含め適切な指導、助言を行っている。このような取り組みで補助金制度を設け財政的な支援を行っている。このような取り組みは、他の NF の模範となり得るガバナンス強化の好事例である。
5	公益財団法人日本テニス協会	< 好事例 > ・ 審査項目6 高度の競技経験を有するアスリート及び元アスリートが積極的に意見を述べる機会となっており、かつ、理事を通じた意見の反映の機会が確保されていることは、ガバナンス強化の好事例である。
6	公益社団法人日本ボクシング連盟	該当なし
7	公益財団法人日本自転車競技連盟	該当なし

令和6年度スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査
審査結果及び所見一覧【詳細版】

No.	団体名	審査所見
8	公益社団法人日本フェンシング協会	<要改善事項> ・審査項目2 1 巡目の適合性審査に引き続き審査基準(1)(2)(3)を満たしていない状況は、近い将来、当該団体の組織運営に支障をきたしかねないと判断し、要改善事項として指摘する。 したがって、2025年12月末までに改善が望まれる。 審査基準：(1) 人材の採用及び育成に関する計画を策定している。 (2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を公表している。 (3) 計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。 ・審査項目20 1 巡目の適合性審査に引き続き審査基準(2)を満たしていない状況は、近い将来、当該団体の組織運営に支障をきたしかねないと判断し、要改善事項として指摘する。 したがって、2025年12月末までに改善が望まれる。 審査基準：(2) コンプライアンス委員会がその機能を十分に発揮できるよう、その役割や権限事項を明確に定め、コンプライアンス強化に係る方針や計画の策定及びその推進、実施状況の点検、リスクの把握等を組織的、継続的に実践している。 ・審査項目35 1 巡目の適合性審査に引き続き審査基準(4)を満たしていない状況は、近い将来、当該団体の組織運営に支障をきたしかねないと判断し、要改善事項として指摘する。 したがって、2025年12月末までに改善が望まれる。 審査基準：(4) 処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知することを規程等に定めている。
9	公益財団法人全日本柔道連盟	<好事例> ・審査項目4、5 女性役員比率向上のための施策として「柔道における女性活躍推進プラン」を策定し、目標達成のための具体的取組について策定・周知を行っている。こうした取り組みは他団体の模範となる好事例である。

10	公益社団法人日本ライフル射撃協会	< 好事例 > ・ 審査項目1 中長期基本計画「JRSF 将来構想」の策定にあたって、個別に意見を聴取するのではなく、役職員や構成員から幅広く構成したプロジェクトチームを編成し、意向を反映していることは、ガバナンス強化の好事例である。 < 要改善事項 > ・ 審査項目17 1 巡目の適合性審査に引き続き審査基準(2)を満たしていない状況は、近い将来、当該団体の組織運営に支障をきたしかねないと判断し、要改善事項として指摘する。 したがって、2025年12月末までに改善が望まれる。 審査基準：(2) 選手の権利保護に関する規程を整備している。 ・ 審査項目35 1 巡目の適合性審査に引き続き審査基準(4)を満たしていない状況は、近い将来、当該団体の組織運営に支障をきたしかねないと判断し、要改善事項として指摘する。 したがって、2025年12月末までに改善が望まれる。 審査基準：(4) 処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知することを規程等に定めている。 ・ 審査項目37 1 巡目の適合性審査に引き続き審査基準(2)を満たしていない状況は、近い将来、当該団体の組織運営に支障をきたしかねないと判断し、要改善事項として指摘する。 したがって、2025年12月末までに改善が望まれる。 審査基準：(2) 自動応諾条項の対象事項には、懲罰等の不利益処分に対する不服申立に限らず、代表選手の選考を含むNFのあらゆる決定を広く対象に含んでいる。 ・ 審査項目39 1 巡目の適合性審査に引き続き審査基準(2)を満たしていない状況は、近い将来、当該団体の組織運営に支障をきたしかねないと判断し、要改善事項として指摘する。 したがって、2025年12月末までに改善が望まれる。 審査基準：(2) 危機管理マニュアルを策定している。
----	------------------	---

11	公益財団法人全日本剣道連盟	<好事例> ・審査項目1～3 充実した内容の中期計画が策定されている。具体的には、組織全体の中長期計画の下に、各専門委員会が個別に各専門分野ごとの中長期計画を策定している。また、年度ごとに事業計画の達成状況を確認するなどの形骸化防止策がとられている。これらのことは、ガバナンス強化の好事例である。 ・審査項目2 5年間の中期計画を策定するのみならず、人材育成に関しては、各職員の部門・主業務と年齢層とをマッピングした「全剣道事務局人材マップ」を作成していることは、ガバナンス強化の好事例である。 ・審査項目3 5年間の収支計画を策定し、事業のために必要となる費用とそのための収益源確保について団体として検討を行い、令和6年度には、次回世界大会及び普及の拡充等の将来に備えるために、「特定費用準備資金」を新設するなど、財務の健全性確保のために収支計画を活用していることは、ガバナンス強化の好事例である。 ・審査項目4 地域及び組織を含めた女性理事増員案を作成し、地方組織を巻き込むことにより、中長期的に女性理事割合の向上に取り組んでいることは、ガバナンス強化の好事例である。 ・審査項目18 『剣道審判員選考規則』を制定し、審判員の合理的な選考を行っていることは、ガバナンス強化の好事例である。 ・選考方法は、まず試合審判委員会が、剣道審判法中央講習会で認定された者から、審判員候補者名簿を作成する。 ・その後、剣道審判員選考委員会が開催され、過去の審判履歴、人物等を総合的に評価し、審判員を選考している。 ・剣道審判員選考委員会は、副会長、常任理事で構成され『剣道審判員選考委員会名簿』を公表している。
12	公益財団法人日本野球連盟	該当なし
13	公益社団法人日本綱引連盟	<要改善事項> ・審査項目20 1 巡目の適合性審査に引き続き審査基準(1)(3)を満たしていない状況は、近い将来、当該団体の組織運営に支障をきたしかねないと判断し、要改善事項として指摘する。 したがって、2025年12月末までに改善が望まれる。 審査基準：(1) コンプライアンス委員会が設置され、少なくとも年1回以上、定期的に開催している。 (3) コンプライアンス委員会の構成員に、少なくとも1名以上は女性委員を配置している。 ・審査項目36 1 巡目の適合性審査に引き続き審査基準(1)を満たしていない状況は、近い将来、当該団体の組織運営に支障をきたしかねないと判断し、要改善事項として指摘する。 したがって、2025年12月末までに改善が望まれる。 審査基準：(1) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有している。
14	公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会	<要改善事項> ・審査項目9 1 巡目の適合性審査に引き続き審査基準(1)を満たしていない状況は、役員等の新陳代謝を図るという当原則の趣旨を損なう恐れがあるため、要改善事項として指摘する。 したがって、2025年12月末までに改善が望まれる。 審査基準：(1) 理事が原則として10年を超えて在任することのないよう、再任回数の上限を設けている。